

[事案 24-120] 入院給付金支払請求

・平成 25 年 1 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

外来でも治療可能であることを理由に、入院給付金が不支払いとされたことを不服とし、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 3 月 2 日まで自律神経失調症・変形性頸椎症で入院し、入院給付金を請求したが、外来でも治療可能との判断により、不支払いとなった。他社では支払われているし、以前も同じ病気で入院した際支払われているので、納得できない。よって、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

約款上、入院給付金の支払対象となる入院について「入院とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう」と定めている。本件では、調査の結果、入院治療が必要な症状、検査結果、治療内容は確認できなかったため、入院を必要とする傷病の存在は認められず、通院による治療が不可能であった理由は見当たらなかった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件入院は、約款上の「入院」の定義には該当しないと言わざるを得ないため、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1) 生命保険契約は、いわゆる附合契約であり、その契約内容は保険約款によって定められる。

そして、本件の約款では、「入院」の定義について、「医師・・・による治療・・・が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、・・・病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」と規定している。よって、入院給付金の支払いを受けるためには、本件入院が、この定義に該当するものであることが必要となる。

(2) 関係証拠によると次の事実が認められる。

(a) 平成 23 年 12 月 1 日の入院時には自力歩行が可能であったこと。

(b) 主治医は入院時には検査を行っておらず、医学的所見はなかったが、申立人から入院治療を受けたいとの希望があったので入院させたこと（希望入院）。

(c) 本件入院中も、歩行や入浴、その他日常生活で介助を要する支障はなく、車椅子や歩行器の使用はなく、自力可能な状態であったこと。

(d) 本件入院中の検査は血液検査のみで、検査結果に異常はなかったこと。

(e) 本件入院中の治療内容は、投薬による薬物治療と理学療法（低周波）であったこと。

(f) 申立人は、同年 12 月 10 日から、自宅で入浴したいとの理由で外泊を開始し、看護記録から明らかな分だけでも、外泊を繰り返していること。